

令和3年4月28日

保護者・生徒の皆様へ

県立姫路西高等学校長

緊急事態措置期間における部活動の制限強化等について

現在兵庫県には緊急事態宣言が発令中ですが、本日県教育委員会より、4月29日から5月11日までの期間の部活動等について制限を強化する旨の通知がありました。通知に沿って、本校では以下の内容で教育活動を行います。なお、今後の情勢によってはさらに制限が強化される場合もありますので、学校からの情報にはご留意願います。

1 部活動【4月29日～5月11日】

- ① 原則休止とする。
- ② 高体連、高文連等主催の公式大会への参加は可とする。
- ③ 公式大会に向けての練習は、大会初日の3週間前から可とする。ただし、次の点に留意する。
 - 感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底する。
 - 活動場所は、自校のみの活動とする。
 - 活動時間は平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする。
 - 公式大会に合同で参加する場合、または自校内で紅白戦ができない等の事情がある場合のみ、他校との合同練習を可とする。
 - 合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。
 - 休日に練習を行う場合、更衣室での密を避けるため、ジャージ着用による登校を可とする。

2 感染時における対応

学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位で、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の措置を検討する。

3 学校生活（再確認）

生徒自身はもとより、同居の家族が発熱等の風邪症状やPCR検査を受けている場合は登校しない。（「出席停止」の措置をとる。）

心のケアが必要だと思われる場合は、本校教職員、キャンパスカウンセラー、もしくは外部の相談機関等に必ず相談してください。

大会に向けて満足な練習時間がとれないこと、また公式大会が当面開催されない部活動は一切活動休止となること等を考えると、非常に心が痛みます。しかしながら、高校生の感染数が増加し、近隣地域の状況が悪化している現況を鑑みると、生徒の皆さんに我慢をお願いすることについて理解いただくしかありません。事態はまだまだ収束に向かっていません。皆でこの苦境を乗り越えていきましょう。